

# 農地利用集積事業

～農地利用集積円滑化団体が行う農地の利用調整活動を支援～

## 農地利用集積円滑化団体による調整活動

例えば、

- ① 地域の農業及び農地事情に精通し具体的な利用調整を行う専門家の設置
- ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用についての話し合い
- ③ 農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励（奨励金の交付等）
- ④ 農地の貸借についての意向調査
- ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など



- 1 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により利用権設定された農地の面積に応じて農地利用集積円滑化団体に交付金（2万円/10a）が交付されます。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。（平成23年度からは農業者戸別所得補償制度による交付金となります。）
- 2 農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費や活動費が助成されます。

このほか、農地利用集積円滑化事業により利用権設定を受けた農地をより効率的に利用するための小規模基盤整備費、特定農業法人が利用権設定を受けた農地で営農するために必要となる農業資材購入経費も助成の対象となります。

# 農地の受け手をお探しします！

～農地利用集積円滑化事業のあらまし～



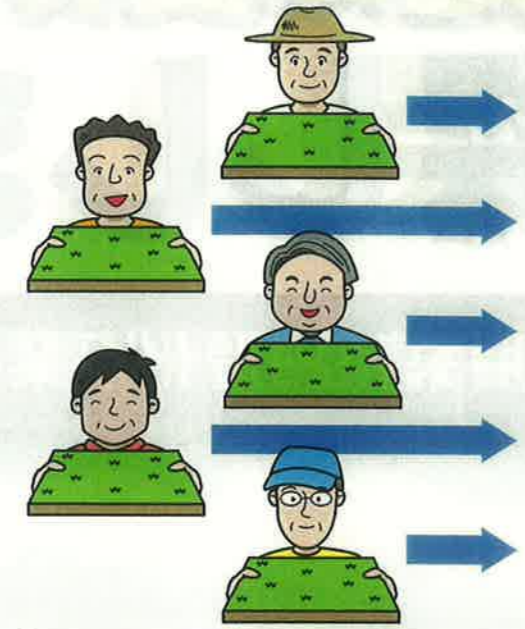
●詳しい内容については、お近くの「農地利用集積円滑化団体」にお問い合わせ下さい。

加東市が円滑化団体です。  
農林課へお問い合わせ下さい。

# 農地利用集積円滑化事業

市町村段階に設置されている「農地の仲介組織」（農地利用集積円滑化団体）が、農地をまとめて使いやすく調整する農業経営基盤強化促進法上の仕組みです。

**農地所有者**  
自ら貸付先を探  
す必要がなく、  
安心して農地を  
まかせられます。



**農地利用集積円滑化団体**

市町村  
JA  
市町村公社  
土地改良区  
地域担い手協議会  
など

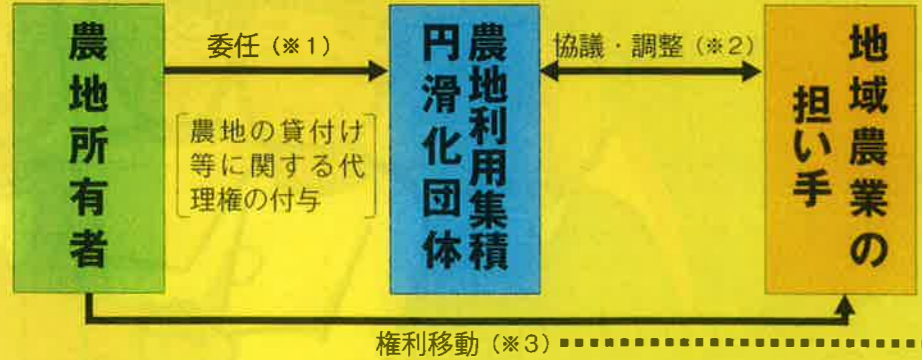
**地域農業の担い手**

多数の農地所有者と  
交渉する必要がなく、  
バラバラになっている  
農地を面的にまと  
めてもらい、効率的  
な農作業が可能にな  
ります。

## 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から**委任**を受けて、**所有者を代理**して農地の売渡し、貸付け等を行います（委任を受けた農地の保全のための管理を含みます）。

農地利用集積円滑化団体・・・市町村、JA、市町村公社、土地改良区、地域担い手協議会など



- (※1) 相手先を特定しない貸し付け等の委任契約を締結します。
- (※2) 面的にまとまった形で利用集積されるよう受け手となる担い手と協議します。
- (※3) 農地利用集積円滑化団体が、農地所有者を代理して、担い手と賃貸借等の契約を締結します。

## 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を活用します。

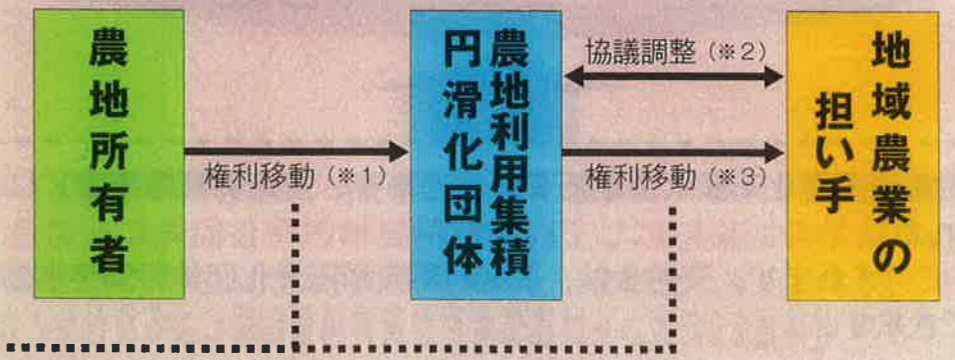
貸し借りの場合は…

- 貸した農地は期限がくれば、必ず返ってきます。
- 期間終了後の離作料は不要です。
- 期間終了前に、貸し手・借り手の双方に通知が届きます。
- 利用権を再設定することにより継続して貸借できます。

## 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が、農地を買入れ又は借受けて、売渡し又は貸付け等を行います。

農地利用集積円滑化団体・・・市町村、JA、市町村公社



- (※1) 農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で、**転貸先を特定しない**賃貸借等の契約を締結します。
- (※2) **面的にまとまった形で利用集積**されるよう受け手となる担い手と協議します。
- (※3) 農地利用集積円滑化団体と担い手との間で、賃貸借等の契約を締結します。

## 税制上のメリット

- ・農地利用集積円滑化事業により貸付けられた農地は、相続税納税猶予の特例を受けることができます。
- ・農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）により農地を売り渡した場合は、譲渡所得の特別控除（800万円（農業経営基盤強化促進法第13条の2の買入協議による場合は1,500万円））を受けることができます。

この仕組みを支援する事業があります